（様式2-4-2）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙２

**異業種特定建設工事共同企業体協定書・電気設備工事**

**第８条の２に基づく協定書**

（目的）

第１条　本条に基づく当共同企業体は、　　　　　　　異業種特定建設工事共同企業体が施工する工事のうち、電気設備工事を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称） （企業体名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　電気設備工事特定建設工事共同企業体（以下「企業体」）と称する。

（事務所の所在地） （所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後　　　か月を経過した後に解散する。

２　前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　所在地

　　　　会社名

　　　　所在地

　　　　会社名

所在地

　　 会社名

　　　　（代表者の名称） （代表会社名）

第６条　当企業体は、　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設事業の実施に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、　　　　　　　異業種特定建設工事共同企業体協定書を締結する権限及び発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。

　ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　 　　　　会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引銀行機関は、　　　　　　　　銀行とし、共同企業体の名称を冠した当企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び当企業体の構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び当企業体の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産または解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者、

　　　　　　　異業種特定建設工事共同企業体の他の構成員全員及び当企業体の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、　各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　（代表会社名）

　　　　　　　　　外　者は、上記のとおり第８条で出資の割合を定め、　　　　　　　　　　　　　　電気設備工事特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

会社名

　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　 　　　　実印

会社名

　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　 　　　実印

会社名

　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　実印

注：構成員数に応じて、適宜追加して作成すること。